

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	田北調理師専門学校
設置者名	学校法人ザイナスアカデミー

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配 置 困 難
衛生専門課程	調理師科1年制	夜・通信	990時間 33単位	80時間 3単位	
	調理師科2年制	夜・通信	990時間 33単位	160時間 6単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

希望者には学校備え付けの一覧表を閲覧させる。

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	田北調理師専門学校
設置者名	学校法人ザイナスアカデミー

1. 理事（役員）名簿の公表方法

希望者には学校備え付けの役員名簿を閲覧させる。

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	会社役員	2022.4.1～ 2026.3.31	運営的助言
非常勤	会社役員	2022.4.1～ 2026.3.31	運営的助言
非常勤	元県職員	2022.4.1～ 2026.3.31	教育的助言
(備考)			

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	
設置者名	

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	
役割	

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	田北調理師専門学校
設置者名	学校法人ザイナスアカデミー

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。

(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)

本校では、校長を中心とする授業計画（シラバス）を作成している。教育の質向上への取り組みの一環として、教育課程編成委員会にて本校の調理師養成施設としての目的を果たすことができるよう教育課程を編成している。それにそって教科担当教員を決定し、各担当が作成した授業計画書（シラバス）を校長がチェックし、改善が必要であれば改善し、その結果を踏まえ新年度の授業計画（シラバス）が決定する。

決定した授業計画（シラバス）については、新年度の最初の授業時に学生に説明を行い、書面での配布を希望する学生には配布する。

作成時期 12月～3月中旬

公表時期 4月～

授業計画書の公表方法	当校のホームページに掲載 https://takita.ac.jp/wp2/wp-content/uploads/2025/06/syllabus_1_r7.pdf https://takita.ac.jp/wp2/wp-content/uploads/2025/06/syllabus_2_r7.pdf
------------	--

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

- ① 学年ごとに終了すべき各教科科目について、前期・後期の定期学力試験を行う。
- ② 各科目の出席時間数が学則に定める時間数の 80%に満たないものについては、当該科目の定期学力試験を受験できない。したがって当該科目履修の認定はされない。
- ③ 単位修得は、出席状況とシラバスに記載された成績評価・基準の通り（授業の取り組み 10%、定期学力試験 80%、実習プリント 5%、小テスト 5%）学修成果の評価を行い、認定する。
- ④ 成績は点数で表し、各科目とも 100 点満点としてそれぞれ 60 点以上をもって合格とする。
- ⑤ 成績評価は次の 5 段階で評価する。

秀 100 点～90 点

優 89 点～80 点

良 79 点～70 点

可 69 点～60 点

不可 59 点～0 点（不合格で単位は認められない）

- ⑥ 前項のいずれかを欠く場合、単位認定会議で審議し、その措置を校長が決定する。

3. 成績評価において、G P A 等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

- ① 各履修科目において、各学生の当該学期の全ての履修中の科目的成績評価を 100 点満点で点数化する。
- ② 当該学期末に成績評価された全ての履修中の科目的評価の合計を、当該学期に全ての履修中の科目数で除した点数を各学生の総合成績評価（指標）とする。

【指標の計算方法】

$$\frac{\text{当該学期末に成績評価された全科目的評価 (100 点満点) の合計}}{\text{当該学期に履修中の全科目の数}}$$

※指標は小数点以下第一位を切り捨て、整数とする。

なお、成績の分布状況については、指標を成績順に並べ成績下位 1/4 に該当する人数と下位 1/4 に該当する者の指標数値を示す。

客観的な指標の 算出方法の公表方法	当校のホームページに掲載 https://takita.ac.jp/wp2/wp-content/uploads/2025/06/seisekihyouka_r7.pdf
----------------------	---

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

本校は、調理師に関する専門知識及び技能を習得し、併せて職業若しくは実際生活に必要な能力の育成と教養の向上を図り、心身共に健全な調理師を養成することを目的としている。

教育課程の学修を通じ、下記の卒業認定基準を満たし、卒業までに必要な資質能力を身につけた者に、卒業を認定する。

また、所定の修学年限以上在学し、本校の教育課程及び授業時数の全課程を修了したと認められた者には、卒業証書を授与する。

卒業証書を授与された者には調理師免許取得資格が与えられる。

衛生専門課程（職業実践専門課程）調理師科 2 年制を修了したものは、専門士（衛生専門課程）の称号を授与する。

卒業認定会議実施（2月末全ての定期学力考查修了後）

職員全員にて実施し、議長は教務主任が行う。

【卒業認定基準】

学校の秩序を守り、その他学生としての本分を全うしたもの、各教科・各学年の授業時間数 80% 以上出席したもの、各科目的試験が合格基準に達したもの（提出物を含む）、授業料及び諸費用を全納しているもの

【卒業までに身につける資質・能力】

教育基本法、学校教育法、調理師法及び製菓衛生師法に基づいて、調理師・製菓衛生師に必要な科学的知識と調理、製菓技術をはじめ保健衛生、食品等の専門分野の深い知識を身につける。また、学校は教育の向上と人格の陶冶をはかり優秀な人材を養成することを目的とする。

卒業の認定に関する 方針の公表方法	当校のホームページ https://takita.ac.jp/wp2/wp-content/uploads/2025/06/sotugyounintei_r7.pdf
----------------------	--

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	田北調理師専門学校
設置者名	学校法人ザイナスアカデミー

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	当校のホームページに掲載 https://takita.ac.jp/wp2/wp-content/uploads/2025/06/zaimushohyou_r6.pdf
収支計算書又は損益計算書	当校のホームページに掲載 https://takita.ac.jp/wp2/wp-content/uploads/2025/06/zaimushohyou_r6.pdf
財産目録	当校のホームページに掲載 https://takita.ac.jp/wp2/wp-content/uploads/2025/06/zaimushohyou_r6.pdf
事業報告書	当校のホームページに掲載 https://takita.ac.jp/wp2/wp-content/uploads/2025/06/zaimushohyou_r6.pdf
監事による監査報告（書）	当校のホームページに掲載 https://takita.ac.jp/wp2/wp-content/uploads/2025/06/zaimushohyou_r6.pdf

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名		専門士	高度専門士
衛生		専門課程	調理師科 1年制		-	-
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類			
			講義	演習	実習	実験
1年	昼間	960/32 単位時間／単位	600/20 単位時間 /単位	420/14 単位時間 /単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数
15人		7人	0人	3人	3人	6人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
(概要) 教育課程編成委員会にて、調理師養成施設として、調理師免許取得に必要な履修科目を網羅した教育課程（カリキュラムを作成し、それに沿って教科担当教員が決定します。各担当が作成した授業計画書（シラバス）を学校長がチェックし、その結果を踏まえ、新年度の授業計画（シラバス）が決定します。
成績評価の基準・方法
(概要) ① 各学年ごとに修了すべき各教科科目について、前期・後期の定期学力試験を行う。 ② 各科目の出席時間数が学則に定める時間数の80%に満たないものについては、当該科目の定期学力試験を受験できない。したがって当該科目履修の認定はされない。 ③ 単位修得は、出席状況、課題レポート、講義ノート、授業態度等を資料として試験により評価し、認定する。 ④ 試験の成績は点数で表し、各科目とも100点満点としそれぞれ60点以上をもって合格とする。 ⑤ 成績評価は次の5段階で評価する。 秀 100点～90点 優 89点～80点 良 79点～70点 可 69点～60点 不可 59点～0点（不合格で単位は認められない） ⑥ 前項のいずれかを欠く場合、単位認定会議で審議し、その措置を学校長が決定する。
卒業・進級の認定基準
(概要) 所定の修業年限以上在学し、本校の教育課程及び授業時数の全課程を修了したと認められたものには、卒業を認定する。

学修支援等
(概要)
下記要件に該当する者には本校の特別奨学制度にて、本校独自の奨学金を支給します。
・要件
① 入学時に特奨入試（受験資格：高校学校卒業見込であり、高い学修意欲を持っている方。学校を休むことなく通学しようと思う方。挑戦する心と思いやりのある方。）に選抜された学生。
② 入学後に、特別奨学制度にチャレンジ希望する学生に、各学期定期学力試験後に試験を受けていただき、高い学修意欲を持っていると選抜された学生。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
11人 (100 %)	0人 (0 %)	10人 (90.9 %)	1人 (9.1 %)
(主な就職、業界等) 大分県内・外の宿泊業・飲食業、子ども園			
(就職指導内容) 学生自身が自己分析をし、自分の適性を知り、多種の業種についての理解を深めた上で、担任教員による面談により学生の希望を聴取しながら、学校に来ている求人票やインターネットで情報を集めたり、企業を招聘しての就職説明会を開催したりして、学生の希望に沿った企業を選定できるように指導援助する。			
(主な学修成果（資格・検定等）) 調理師免許・介護食士・食育インストラクター等			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
14人	2人	14.3 %
(中途退学の主な理由) 体調不良		
(中退防止・中退者支援のための取組) 担任教員によるこまめな面談や、欠席がちな学生と家族への連絡（メールや郵便）、三者面談による指導。		

分野		課程名	学科名		専門士	高度専門士	
衛生		専門課程	調理師科 2年制		○	-	
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	
2 年	昼間	1710/57 単位時間／単位	600/20 単位時間 /単位	1110/37 単位時間 /単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位	
			1710/57 単位時間／単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
30人		13人	0人	3人	3人	6人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
(概要) 教育課程編成委員会にて、調理師養成施設として、調理師免許取得に必要な履修科目を網羅した教育課程(カリキュラムを作成し、それに沿って教科担当教員が決定する。各担当が作成した授業計画書(シラバス)を学校長がチェックし、その結果を踏まえ、新年度の授業計画(シラバス)が決定する。
成績評価の基準・方法
(概要) ⑦ 各学年ごとに修了すべき各教科科目について、前期・後期の定期学力試験を行う。 ⑧ 各科目の出席時間数が学則に定める時間数の80%に満たないものについては、当該科目の定期学力試験を受験できない。したがって当該科目履修の認定はされない。 ⑨ 単位修得は、出席状況、課題レポート、講義ノート、授業態度等を資料として試験により評価し、認定する。 ⑩ 試験の成績は点数で表し、各科目とも100点満点としそれぞれ60点以上をもつて合格とする。 ⑪ 成績評価は次の5段階で評価する。 秀 100点～90点 優 89点～80点 良 79点～70点 可 69点～60点 不可 59点～0点（不合格で単位は認められない） ⑫ 前項のいずれかを欠く場合、単位認定会議で審議し、その措置を学校長が決定する。
卒業・進級の認定基準
(概要) 所定の修業年限以上在学し、本校の教育課程及び授業時数の全課程を修了したと認められたものには、卒業を認定する。

学修支援等
(概要)
下記要件に該当する者には本校の特別奨学制度に手、本校独自の奨学金を支給します。
・要件
<p>③ 入学時に特奨入試（受験資格：高校学校卒業見込であり、高い学修意欲を持っている方。学校を休むことなく通学しようと思う方。挑戦する心と思いやりのある方。）に選抜された学生。</p> <p>④ 入学後に、特別奨学制度にチャレンジ希望する学生に、各学期定期学力試験後に試験を受けていただき、高い学修意欲を持っていると選抜された学生。</p>

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
12人 (100 %)	0人 (0 %)	12人 (100 %)	0人 (0 %)
(主な就職、業界等)			
大分県内・外の宿泊業・飲食業			
(就職指導内容)			
学生自身が自己分析をし、自分の適性を知り、多種の業種についての理解を深めた上で、担任教員による面談により学生の希望を聴取しながら、学校に来ている求人票やインターネットで情報を集めたり、起業を招聘しての就職説明会を開催したりして、学生の希望に沿った企業を選定できるように指導援助する。			
(主な学修成果（資格・検定等）)			
調理師免許・介護食士・食育インストラクター等			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
12人	0人	0 %
(中途退学の主な理由)		
(中退防止・中退者支援のための取組)		
担任教員によるこまめな面談や、欠席がちな学生と家族への連絡（メールや郵便）、三者面談による指導。		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
調理師科 1 年制	200,000 円	520,000 円	436,000 円	
調理師科 2 年制	200,000 円	520,000 円	436,000 円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 当校のホームページに掲載 https://takita.ac.jp/wp2/wp-content/uploads/2025/06/zikotenken_r6.pdf 学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)												
① 関係業界等関係者、卒業生、教育に知見を有する者、在校生の保護者等、その他校長が必要と認めた者により、学校関係者評価委員会を構成し、教育理念・目標、学校運営、教育活動、学修成果、学生支援、教育環境、学生の受け入れ募集、財務、法令等の遵守、国際交流を主とした評価項目において行った自己評価結果を踏まえた今後の課題と改善策が適性であるか等、自己評価結果の客観性・透明性を高め、その評価結果や今後の改善策等についてとりまとめ、広く公表する。 ② 学校は、その評価結果を改善方策の検討に置いて活用し、次年度の重点目標の設定や学校運営、教育活動等について具体的に改善を図ることで財務基盤の安定、教育水準の向上に努めることを目的とする。 ③ なお、学校関係者評価委員会の定数は3名とし、任期は原則3年とする。												
学校関係者評価の委員												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>所属</th> <th>任期</th> <th>種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県内食品関連企業代表取締役 会長</td> <td>令和5年4月1日～ 令和8年3月31日</td> <td>関係業界等関係者</td> </tr> <tr> <td>元県職員（現会社顧問）</td> <td>令和5年4月1日～ 令和8年3月31日</td> <td>教育に知見を有する者</td> </tr> <tr> <td>地域の宿泊業 支配人</td> <td>令和8年3月31日 令和8年3月31日</td> <td>地域企業関係者</td> </tr> </tbody> </table>	所属	任期	種別	県内食品関連企業代表取締役 会長	令和5年4月1日～ 令和8年3月31日	関係業界等関係者	元県職員（現会社顧問）	令和5年4月1日～ 令和8年3月31日	教育に知見を有する者	地域の宿泊業 支配人	令和8年3月31日 令和8年3月31日	地域企業関係者
所属	任期	種別										
県内食品関連企業代表取締役 会長	令和5年4月1日～ 令和8年3月31日	関係業界等関係者										
元県職員（現会社顧問）	令和5年4月1日～ 令和8年3月31日	教育に知見を有する者										
地域の宿泊業 支配人	令和8年3月31日 令和8年3月31日	地域企業関係者										
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 当校のホームページに掲載 https://takita.ac.jp/wp2/wp-content/uploads/2025/06/gakkoukankeisha_r6.pdf 第三者による学校評価 (任意記載事項)												

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://takita.ac.jp
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「一」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H144310000165
学校名（○○大学等）	田北調理師専門学校
設置者名（学校法人○○学園等）	学校法人ザイナスアカデミー

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		一 人（ 0 ）人	一 人（ 0 ）人	一 人（ 0 ）人
内訳	第Ⅰ区分	一 人	一 人	
	（うち多子世帯）	(0 人)	(0 人)	
	第Ⅱ区分	一 人	一 人	
	（うち多子世帯）	(0 人)	(0 人)	
	第Ⅲ区分	一 人	0 人	
	（うち多子世帯）	(0 人)	(0 人)	
	第Ⅳ区分（理工農）	0 人	0 人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	0 人	0 人	
区分外（多子世帯）		0 人	0 人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0 人（ 0 ）人
合計（年間）				一 人（ 0 ）人
(備考) 後半期について、10月の1ヶ月間1名の学生が、第1区分（多子世帯でない）で給付型奨学生ではあるが、授業料減免対象者でないが、この表の数には含めていない。				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0 人
----	-----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
		年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	0 人	0 人	0 人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当)	人	0 人	0 人	0 人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	人	0 人	0 人	0 人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	人	0 人	0 人	0 人
計	人	0 人	0 人	0 人
(備考)				

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（2）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
年間	人	前半期	0 人	後半期
			0 人	0 人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0 人
3月以上の停学	0 人
年間計	0 人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月末満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月末満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
		年間	前半期	後半期
G P A等が下位4分の1	人	0人	0人	0人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
		年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当)	人	0人	0人	0人
G P A等が下位4分の1	人	—人	—人	—人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	人	0人	—人	—人
計	人	—人	—人	—人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。